



なかよく  
あかるく  
たくましく

# いなば タイムズ INABA TIMES No.83



三重県立稲葉特別支援学校 平成 27 年 1 1 月 2 7 日 特別支援部発行

## 高等部サッカー一部優勝！！



10月10日（土）津市海浜公園陸上競技場で第13回県特別支援学校知的障がい教育校サッカー大会が行われました。県内6校の特別支援学校の高等部9チームで試合をしました。本戦の部、フレンドリーの部共に本校が優勝しました！！

## 高等部「キャリア教育プログラム構築事業」



高等部では、10月19日（月）に卒業生の高木 優さん（2014年度卒業生 サンドリーム株式会社 ダスキン三重工場に勤務）を講師に迎え、就労の心構えや卒業後の生活についてお話を頂きました。就労のためにどのようなことが必要なのか考えることができ将来に向けて就労意識を高めるいい機会となりました。

# 学校祭（11月7日）

テーマ「ドキドキ わくわく 学校祭 ～みんなで笑おう2015～」

【小学部】1～4年生はカラフルなフープや楽器を使って演奏やダンス、5～6年生は、ハワイアン風の曲に合わせてフラダンスを披露してくれました。最後には全員で明日の天気が晴れますように！と願って傘を使ってかわいく表現してくれました。



## 【中学部】

学園ドラマ「大すき♡いなバンビ」～笑顔をとりのもどせ～

いなバンビとのコラボで発表をしました。みんなの笑顔でいなバンビを元気にしよう！ということで、たくさんの映像を披露してくれました。中学部のみんなの笑顔が素敵だったので、いなバンビも笑顔を取り戻してくれることができました。縄跳びの演技も成功！！素晴らしかったですね。





【高等部】

1年生・・・「Aloha〜で Jump!!」



2年生・・・「こいや!こいや!!こいや!!!」



3年生「feel the new world」





# 障害者差別解消法が平成 28 年 4 月 1 日より施行されます。

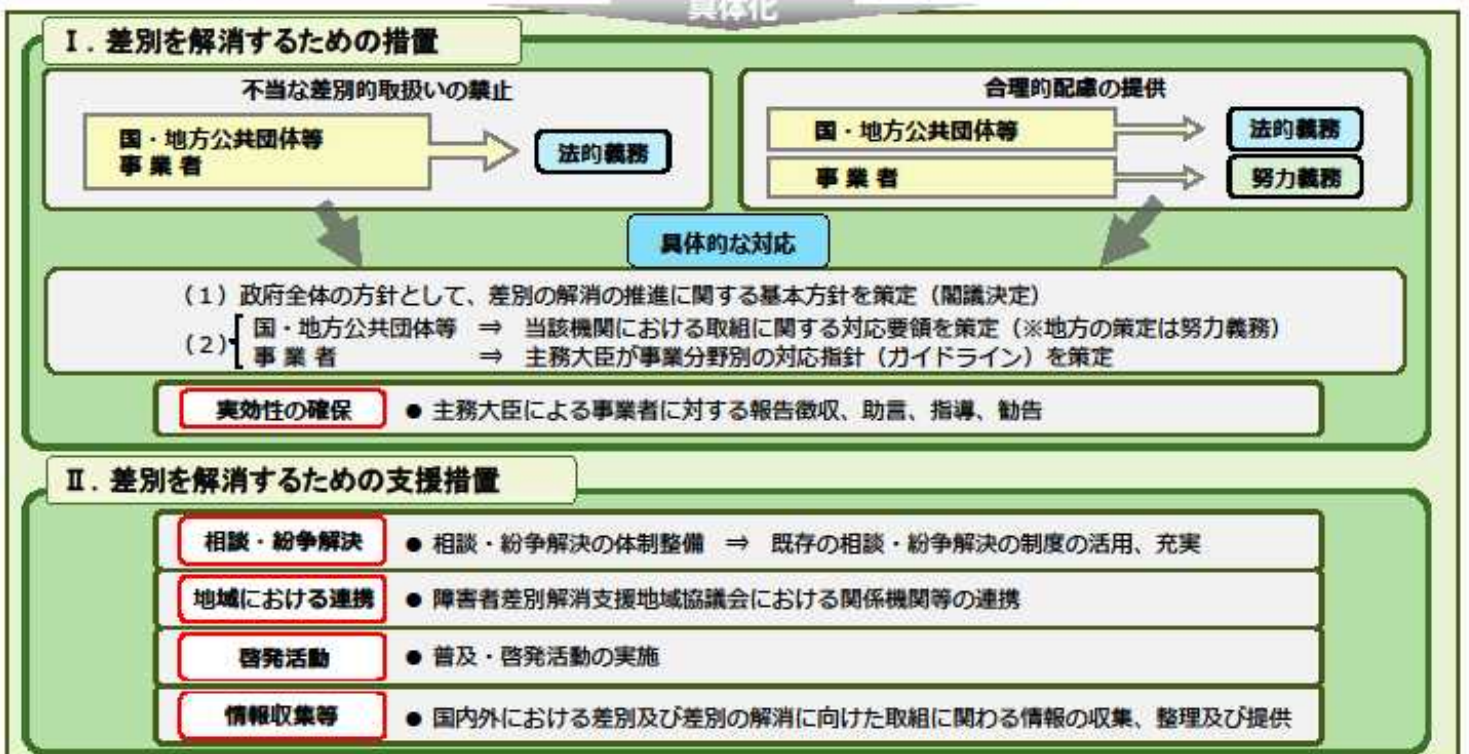
正式な法律名は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」であり、目的は、「障害を理由とする差別の解消を推進し、もってすべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること」です。平成 25 年 6 月 26 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日に施行されます。



この中で障害者の定義を、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、また、社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は、社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。今後、学校は、社会的障壁の除去の実施について、環境の整備、合理的配慮を行っていかねばなりません。ただし、実施に伴う負担が過重でないことが前提とはなっています。この「合理的配慮」については、さらに詳しくいならばタイムズでも話題に挙げていきたいと思えます。※「障害」の表記は法律上の使用としています。

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法＜平成25年法律第65号＞）の概要

<p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
---	---	--	--



施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）